

[1] 基地局を開設しようとする者は、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣の免許を受ける。
- 2 基地局の運用開始の予定期日を総務大臣に届け出る。
- 3 基地局を開設した旨、遅滞なく総務大臣に届け出る。
- 4 主任無線従事者を選任する。

[2] 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、どのような手続をとった後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後
- 2 工事が完了した後、その運用について総務大臣の許可を受けた後
- 3 総務大臣に運用開始の予定期日を届け出た後
- 4 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出た後

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 2 周波数の偏差、空中線電力の偏差等
- 3 周波数の偏差及び安定度等
- 4 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等

[4] 次の記述は、「無線従事者」の定義である。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線従事者」とは、 であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

- 1 無線設備の操作又はその監督を行う者
- 2 無線局に配置された者
- 3 無線局を運用する者
- 4 無線局を管理する者

[5] 第二級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの多重無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

- 1 50ワット
- 2 100ワット
- 3 25ワット
- 4 5ワット

[6] 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 携帯する。
- 2 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げる。
- 3 通信室内に保管する。
- 4 無線局に備え付ける。

- [7] 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所は、どの書類に記載されたところによらなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 免許状
 - 2 無線局の免許の申請書の写し
 - 3 無線局事項書の写し
 - 4 免許証
- [8] 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。
- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
 - 2 運用の停止を命じた無線局を運用していると認めるとき。
 - 3 無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
 - 4 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
- [9] 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。
- 1 無線局の運用の停止
 - 2 再免許の拒否
 - 3 通信の相手方又は通信事項の制限
 - 4 電波の型式の制限
- [10] 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。
- 1 電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき。
 - 2 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
 - 3 日本の国籍を有しない者となったとき。
 - 4 免許証を失ったとき。
- [11] 無線局の免許人は、免許状に記載した住所に変更を生じたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。
 - 2 総務大臣に無線設備の設置場所の変更の申請をする。
 - 3 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
 - 4 免許状を訂正し、その旨を総務大臣に報告する。
- [12] 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
 - 2 1箇月以内にその旨を総務大臣に届け出る。
 - 3 2週間以内にその旨を総務大臣に報告する。
 - 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。